

川東農林水産部長

本件については3月末に開催された全員協議会に中間報告をした。

一定の結論を得たので報告をする。

経過説明をする。有害鳥獣捕獲とは鳥獣個体数の増加による農林産物等の被害を抑制するため鳥獣個体数を適正規模に誘導することを目的とし実施する。農林産物等の被害が発生した地域において市が霧島市捕獲隊に属する捕獲従事者に対し、期間を指定して捕獲指示を行い、当該有害鳥獣を捕獲した捕獲従事者は対象となる有害鳥獣の捕獲後、有害鳥獣捕獲実績報告書、及び尾、両耳、固体写真等の証拠品を添えて市に提出し市はこれらの証拠品等を確認後、予算の範囲内で報償費を交付している。

昨年度の第一4半期の捕獲実績報告書、及び証拠品の確認の段階において記述された固体写真の一部に虚偽が疑われるものが、市の職員により確認された事から昨年12月15日に、この事案に関わる検証チームを設置し、この制度が始まった平成25年度以降の捕獲実績報告書、及び固体写真等について検証作業を実施した。

具体的な検証方法については撮影場所の周囲状況、捕獲固体の毛並み、形状などの特徴を元に同一固体で複数撮影していないか、デジタル写真の合成加工等がないか、などの点を中心にあらゆる可能性を想定し確認すると共に固体識別に精通した市の捕獲隊の役員、獣医師、写真の専門家等にも個別に固体写真の検証作業に協力を受けた。

本年2月1日、市の関係部課長の他、外部委員として霧島市有害鳥獣捕獲隊会長、及び獣医師を含めた12名で構成する有害鳥獣捕獲報償費事案検討委員会を設置し検証チームによる検証作業の結果を踏まえ、その都度、委員会での検証を重ねると共に虚偽の報告が疑われた対象者への聞き取り調査を2回行った。4月25日に開催した第3回の委員会において一定の結論を得て、これらを踏まえて霧島市としての最終的な検証結果、処分方針、再発防止策について決定した。この案件の虚偽に関わる検証結果について説明する。

資料1表左下

この制度が開始された平成25年度から平成28年度までの4年間の合計で実人数、165人、捕獲件数11,327件の捕獲実績報告があった。その内、市が虚偽の疑いを持ち、捕獲者本人が虚偽の報告である(写真の虚偽も含めて)と認めた者が実員数29名、捕獲件数252件であった。市が虚偽の疑いを持ったが、捕獲者本人が虚偽であると認めない者が1名、捕獲件数が9件であった。捕獲者本人が虚偽の報告であると認めない者に対しては、今後再度の聞き取り調査を行い、結論に至らない場合は刑事告発を行い、警察に判断を求める。

資料2

この事案の受給者別の件数と返納額を掲載。

最大件数は40、最大返納額は412,000円。

資料3

虚偽報告を行った者に対する処分は故意過失を問わず行う。

1件のみの10名は捕獲従事者資格を2ヶ月停止する。

複数の虚偽申請者は19名、故意と看做し捕獲従事者資格を1年間停止する。

虚偽報告に基づき捕獲者が受給した報償金は交付済み全額を返納させる、返納誓約書を市宛に提出している。

虚偽であることを認めない 1 名について刑事告発等の結果を踏まえ、虚偽報告と認められて場合には同様の処分となる。再度の聞き取りを行う予定。

再発防止策

遺憾な事案であり、今後 2 度と発生しないように厳正に対処する。

霧島市有害鳥獣捕獲報償費交付事務取扱要領を定めた。

要領の主な内容

- ・ 捕獲実績報告期限の設定
従来、捕獲確認を 3 ヶ月に 1 回程度実施していたが、捕獲期間 30 日単位とするとともに、2 週間以内の報告を義務付ける
- ・ 個体写真の撮影方法の厳格化
撮影固体の方向を 1 方向とし、右腹に油性ペンキ等で番号表示を義務付け、1 固体の複数利用が出来ないようにする。
- ・ 捕獲実績の確認体制
平成 28 年度までの 1 名体制から、所属長から命ぜられた 2 名以上での確認体制に変更、確認時のチェック項目を明記し、確認体制を強化する。

資料の最後にこの事案の事例写真を 5 件添付している。赤の丸印が酷似しているという観点から虚偽の報告ではないかと市で判断し、本人への聞き取り等を行い、今回の結論に至った。

有害鳥獣捕獲制度は市が任命する捕獲従事者との信頼関係で成り立っており、まじめに捕獲に従事してきた捕獲隊員は数多い中でこのような事態に至ったことは誠に遺憾。この制度が創設されて以来、捕獲頭数も増加し、市の有害鳥獣による農林産物等の被害拡大が防止されるなど、着実に成果が上がっており、市の農林産業の振興と生活環境を保全するためには非常に重要な制度である。市としても 2 度とこのような事案が起こらない様十分に留意し再発防止を徹底するため今後は適正且つ効果的な制度の運営に努める。

Q&A

岡村：再発防止策として交付事務取扱要領を制定したとの説明があった。

個体写真撮影の厳格化として右腹に油性ペンキ等と掲げてあるが、油性ペンキは駆除の指示を受けたものが購入するのか？ ペンキ等はいかなる物か？

川東：罾の餌は捕獲者が準備している。新たな要綱では経費については検討する。『等』については水性ペンキのように消して、ほかの数字を書き込むなどが出来ないような、容易に消えないような物を意味する。

岡村：油性ペンキについては容易に消せるものではないとの説明であるが、具体的に要綱の中で示した方が良い。

中村：資料 2 の 2 番目の人の 6000 円とはなにか？ 鹿、イノシシではないという事か？

川東：鹿、イノシシは 12000 円である。タヌキ、アナグマに該当する。

中村：資料 3 の説明で虚偽、過失という言葉がある。過失とは？

川東：不注意によって生じたしくじりである。

中村：理解しがたい。虚偽とは明らかになごまかしと読めるが、過失とはどのようにして起こるのか？ 具体的に示せ。

川東：例えば、写真をたくさん撮って、提出するときに誤って他の物を付けてしまったとかが該当する。故意に写真を作るのは虚偽と解する。

中村：霧島市有害鳥獣捕獲報償費交付事務取扱要領は猟友会への提示は終わっているか？

川東：速やかにこの後、捕獲隊に示す。

中村：岡村さんからの質問で油性ペンキ等との質問があった。手元の要領では 2 箇所記述があり、『等』の記述が無いところもある。統一すべきではないか？

川東：『等』の記述については検討する。

中村：『等』の記述は曖昧だ。

川東：先の補足で加えたように、等（容易に消えないように、水性はダメ）書き換えることが出来ないようになどを考える。

下深迫：資料 1、中央とは国分、福山、隼人を含めているか？ 処分を受ける者が多い、中山間地域の捕獲をこなせるか？

川東：（意味不明な答弁であることから、発言を忠実に文字に起こしました。）

中央班は国分、隼人、福山で構成されている。

2 点目の質問に私たちは非常に、あのーそこは、あのー危惧をいたしているところでございます。結局、あの今回お示した数字におきましては、色々バラツキがございます。ただ私どもは捜査機関ではございませんけど、可能な範囲で色々、聞き取りをしたり、データを突き合せたりしますと、必ずしもそのいわゆる水増しと、水増しと取るには逆に不自然な形に取れるものですから、その虚偽を写真を作り変えたという行為がですね。ですので恐らくやはり色々なそのケースがあろうかと、それについては峻別は私どもでは不可能だという風に判断をいたしております。ただ、先ほど言いましたように、お 1 人の方については、ま、その今、ちょっとそういった状況でございますので今後また、再度色々とお話をさせていただきたいと思いますが、そういった中で色々あの処分をするという事は、非常にあの本当に、その水増し、えっとここで、まー水増しと、あの虚偽という言葉をちょっと理解を、共通認識が必要だと思うのですが、私どもは、あくまで今回の結論に至りましたのは、写真の作り換え、偽造、そういった事は認められると。これはその方々については、29 人、今それは、一応ここに至ったわけですが、その理由でありますとか経緯とか、言ったものについては、中々、お聞きした部分もありますし、聞けない部分もございます。ですので、そういった中で処分を行うと言う事は件数が多くても、例えば、あのー御高齢の方々が非常に多いわけでございます。その方々がデジタルカメラを持って色々撮影されたり、山は暗いですから、そういった中で一所懸命撮影をすとか、色々なケースを考えた場合、提出できないような写真は出てくるのだろうと容易に想定がつくわけです。100%恐らく完璧な写真は撮れていないだろうと。失礼ですけどそのように思っております。そのような者に対して、山に入って一所懸命やった、その対価と言いますか、それだけはやはり、対価は求めたいといったようなところで、そういったケースに至られた方々も相当数いらっしゃるという風に我々は思慮しているところでございます。ですのでそういった方々にこのような処分を今回、判断できないうちに処分を一応させていただくわけですので、是非そのようなところは猟友会、捕獲隊の方々、そしてまた処分を受けられる事実は本人しか御存じないわけですので、その方々にも十分に、市のその処分を御理解いただいて受けていただきたいと、そして、当

然そのトータルした件数としますと、やはり相当な頭数に上るものですから議員御指摘のとおり、それがもし捕獲出来ないととなりますと非常に市の農林産運営としては痛みになると思っています。実際 259 名、捕獲隊の方がいらっしゃいますけど、この 4 年間で実績として捕獲された方は 165 名です。3 分の 2 足らずの、3 分の 1 強ですね。3 分の 1 足らずの方々が捕獲をさせていただいて、後の方々は捕獲に至っていらっしゃらないものですから、そういった方々を考えますと非常に活動を良くしていただい方々に基本的な処分を下すという事に繋がってしまいますので、非常に危惧はいたしておりますが、そこは捕獲隊の中で今後も団結して連携を取って対応していただけるものと信じているところでございます。

植山：今の事と若干関連をしますが、あってはならない事が悲しいかな、起きたわけですが今後について、駆逐をする、適正な量を保つという事は重要な事であって、これまでの報償費のあり方を白紙の状態から見直すと、今部長発言通り捕獲隊の高齢化であるとか、多くの方がいらっしゃるが現実活動にされていない方が半分以上あると、そのような事も含めて、この事業のあり方、もしくは報償費のあり方も含めて抜本的にもう一回再検討する必要があるのではないかと思う、そのような議論、検討はなされておられますか？

川東：今回の決定に至っては国、県とも十分に打ち合わせ、今日に至った。この制度には国の交付金が当てられているので、報償金のあり方については、今後県や国と相談し霧島市としてどのような取扱いにするかは検討して行きたい。平成 25 年からこの補助事業を交付金事業に変えた関係で、それ以前は写真などは要らなかった。尾を持ってくれば良かった。交付金を受けるようになって若干厳しくなった。それを更に厳しくすると考えている。もう一つの危惧としては、厳しいチェック体制の中で受けてもらえるのか懸念されるが、報償費というのは高額とは思っていない。色々な角度で検討したい。

中村：資料 1 について、当初中央班の 6 名の内、4 名が認めた。残りの方は認めていなかった。6 名全部、認めたという事で良いか？

川東：現在では写真の虚偽については認めてもらった。誓約書をもらった。

中村：中央班という事で虚偽が 8 名となっている。隼人、福山はゼロと聞く。確認はできないか？

川東：歯切れの悪い回答であるが、地区毎に分けると、過去の実績とか隊員の数、照合すると本人が特定される可能性を危惧している。個別のゼロであるとか 1 であるとかは本日の時点では公表しない。

中村：隼人、福山の名誉が掛かっている。隼人、福山の捕獲隊は 1 人ではない。嫌疑があるような発表を何とかして欲しいとの訴えがある。

川東：地域、地域の名誉を掛けた話になろうかと思うが、細かく数字を示すと地区の中での議論に発展する事が懸念される。数字のやりとりの話であるが、例えば隼人、福山はそうだったとかいったような事は言及しない。

中村：理解し難い。地区名とは合併時の 1 市 6 町に分かれていない。中央は国分、隼人、福山が含まれている。1 市 6 町毎に分類されていれば、個人の特定という所には至らないのではないか？ 地区として隼人、福山を書く事が個人を特定することになるとは私は思えない。

川東：色々な数字を突き合わせて市全体で話すべきか、地区毎に話すべきか、想定はしていたが、

今突き合わせた段階では、個人が特定される可能性が高いと判断した。地区毎の数字は上げない。

岡村：虚偽報告の本人否認案件について司法の判断をとっているが、ここは慎重にしないと有害駆除をする方も大変だ。被害を受けている農家も大変だ。農家の気持は折角作った作物が荒らされている、早く何とかして欲しいというところにある。

駆除隊員はそれに専従しているわけではない。自分の仕事をしながら忙しい中で罾を掛けたりしている。その辺りを十分考えて、例えば罾を仕掛けても毎日、見に行かねばならない。少なくとも2日に一回は見に行かねばならない。

罾を仕掛ける前には獣道を探し、どこで捕らえるか、苦労している。好き好んで駆除行為をする者はいないだろう。農家は頼む立場、農家の大変さを理解して捕獲に取り組む方が大半だろうと思う。行政執行部だけで悩まずに各地域には猟友会長もいるから個別に地区で議論しスムーズに駆除が出来るように手立てを講じていただきたい。